

第4期三条市障がい福祉計画の概要

三 条 市

1 計画策定の趣旨及び計画期間等

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、同法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもの

(2) 計画の概要

国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、障がい福祉サービス等に関する数値目標及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保や推進のための取組を定めるもの

(3) 計画の策定にあたり配慮すべき点

- 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市を基本とした身近な実施主体による障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 障がい者の自立支援の観点から、施設入所者の地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備

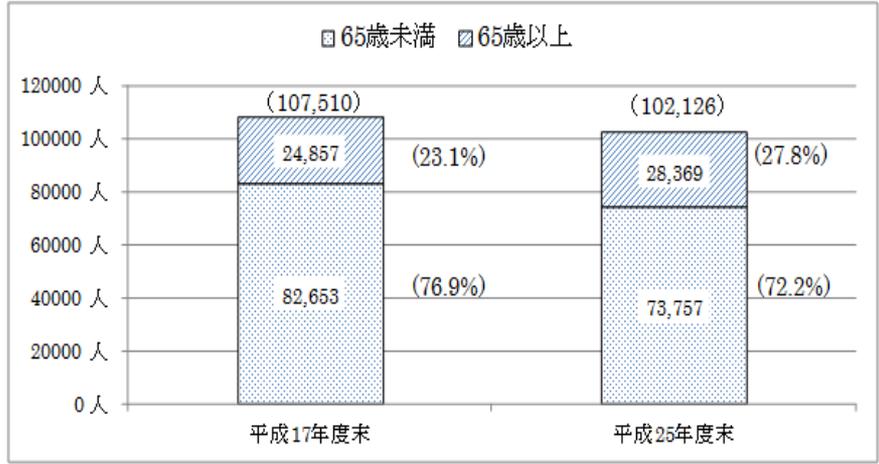
(4) 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間

2 障がい者を取り巻く状況

(1)人口の高齢化と世帯規模の縮小

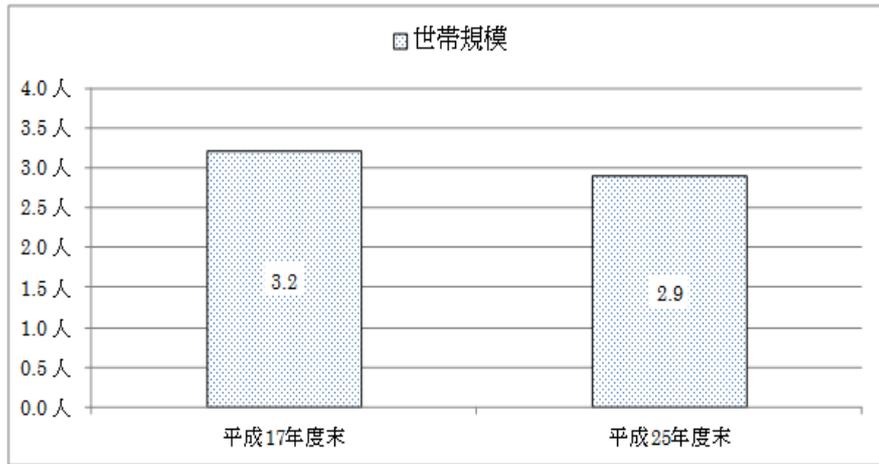
ア 人口の高齢化



資料:住民基本台帳

人口では、65歳以上の占める割合が、平成25年度末現在で27.8%であり、平成17年度から平成25年度までの8年間で、4.7%増加している。

イ 世帯規模の縮小

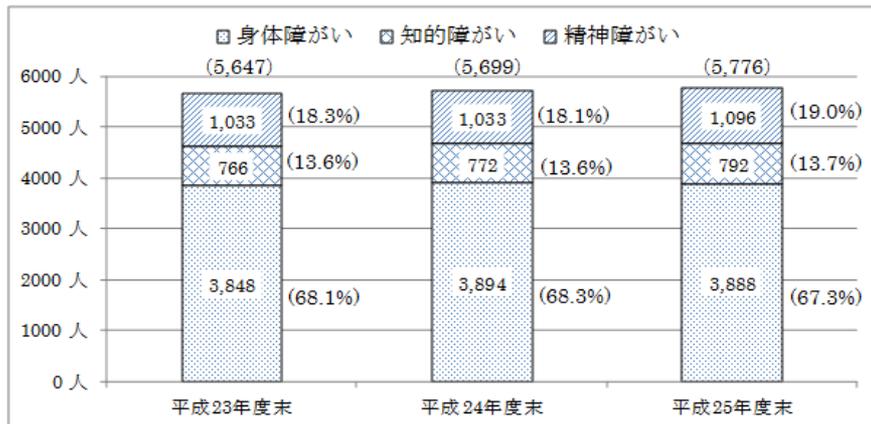


資料:住民基本台帳

世帯規模では、1世帯当たりの平均世帯員数が、平成25年度末現在で2.9人であり、平成17年度から平成25年度までの8年間で、0.3人減少している。

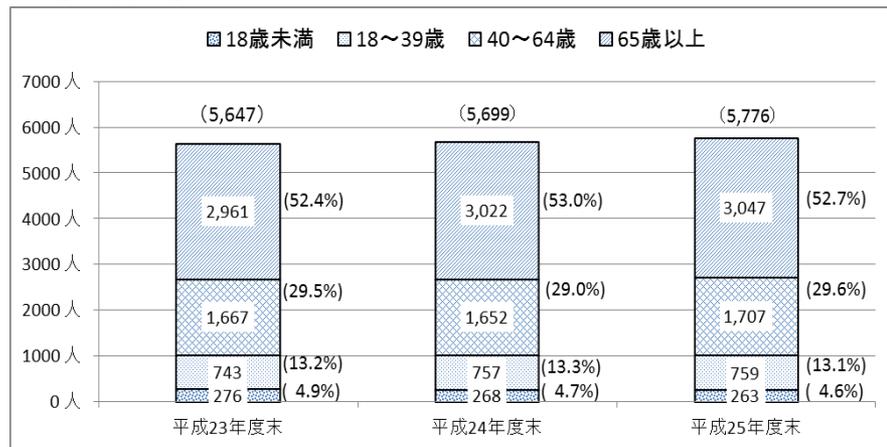
(2) 障がい者数の推移と年齢構成

ア 障がい者数の推移

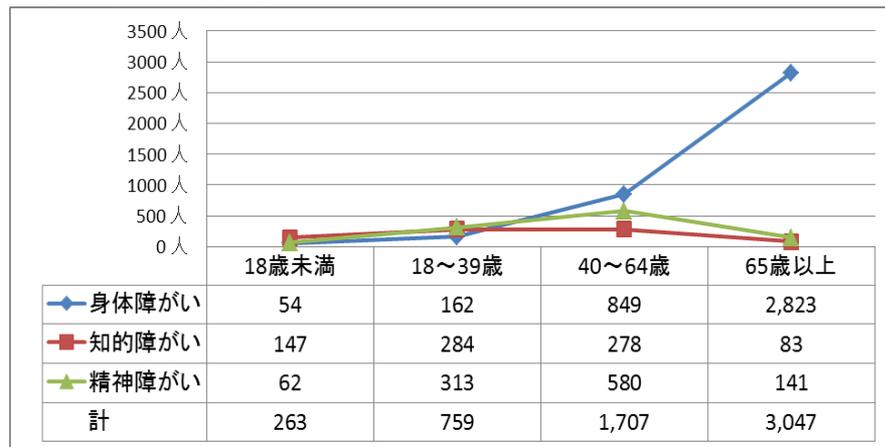


障がい者数は、平成25年度末現在で5,776人(身体障がい3,888人、知的障がい792人、精神障がい1,096人)であり、平成23年度から平成25年度までの2年間における伸び率は、2.3%(身体障がい1.0%、知的障がい3.4%、精神障がい6.1%)となっている。

イ 障がい者の年齢構成 【年度別】

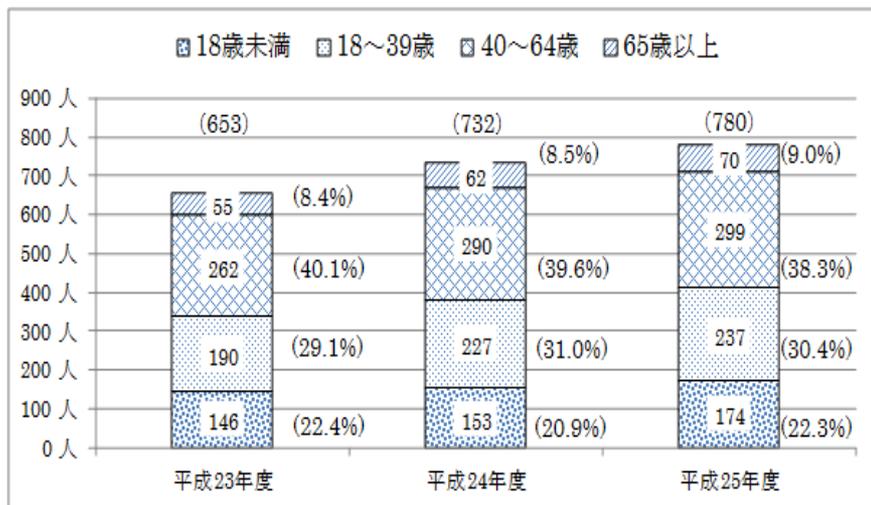


【平成25年度末】



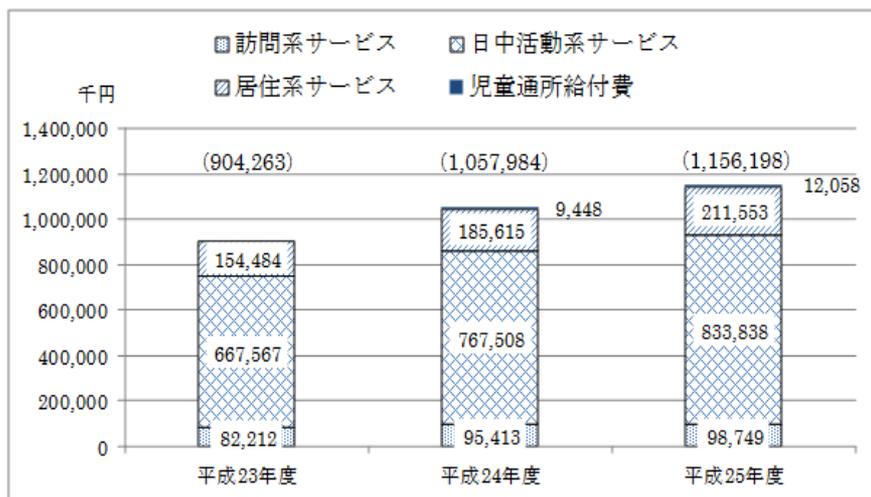
年齢構成では65歳以上の占める割合が、平成25年度末現在で52.7%となっている。

(3) 障がい福祉サービスの実利用者数の推移



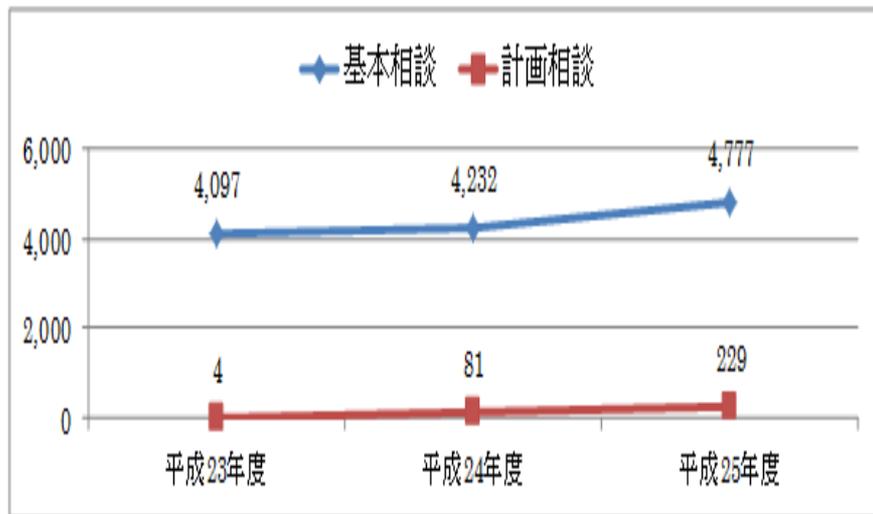
障がい福祉サービスの1年間の実利用者は、平成23年度と平成25年度を比較すると127人(19.4%)増加している。

(4) 障がい福祉サービス費の推移



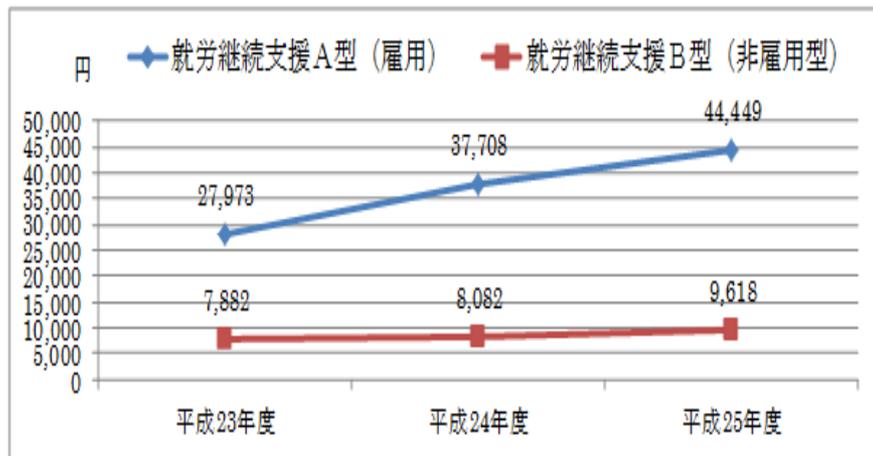
障がい福祉サービス費は、平成23年度と平成25年度を比較すると約2億5千2百万円(27.9%)増加している。

(5) 相談支援件数の推移



相談支援件数は、平成23年度と平成25年度を比較すると905件(22.1%)増加している。内訳としては、基本相談支援が680件(16.6%)の増加、計画相談支援が225件(5,625.0%)の増加となっている。

(6) 作業工賃平均月額推移



作業工賃平均月額は、平成25年度では就労継続支援A型が44,449円、就労継続支援B型が9,618円であり、平成23年度と平成25年度を比較すると、就労継続支援A型が16,476円(58.9%)の増加、就労継続支援B型が1,736円(22.0%)の増加となっている。

3 第4期障がい福祉計画策定に係る課題と重点取組事項

<課題>

- (1) 障がい者を取り巻く背景として、高齢化や世帯規模の縮小が進んでおり、これらに伴い家族の高齢化や障がい者の単身化・高齢化が進んでいる。
- (2) 障がい福祉サービスでは、サービス利用が年々増加する傾向にあり、単身化や高齢化に対応するため、障がい者の過ごし方に適した居場所づくり(日中・夜間・余暇)が求められている。
- (3) 相談支援では、相談件数や困難ケースが年々増加する傾向にあり、相談の総合窓口化や相談支援員のスキルの向上が求められている。
- (4) 福祉的就労による作業工賃では、平均月額が微増しているものの、依然として低い水準となっており、大幅な収入アップや一般就労につながる支援が求められている。

解消に向けて

<重点取組事項>

(1) 親亡き後を見据えたサービスの提供体制づくり

- ・障がい者居住支援拠点施設の建設に着手し、居住・余暇支援の充実を図り、障がい者の暮らしを支える拠点として位置付けた上で、障がい者拠点施設「グッデイいきいきサポートセンター」で展開する日中活動支援との連携による自立支援を進める。
- ・日常生活における自助と共助の仕組みの一つとして、障がい者ヘルプカードの導入を検討する。

(2) 相談支援を中心とした個別支援体制の強化

- ・自立支援協議会における取組を通じて関係機関の連携強化を図るとともに、増加する相談支援のニーズに対応するため、相談支援専門員の適正配置や基幹相談支援センターの設置など地域の相談支援体制の見直しを行い、ケースワークを軸とした個別支援体制の強化を図る。

(3) 福祉サービスにおける利用者負担の公平性の確保

- ・障がい福祉サービスにおける利用者負担を総合的に合算し、所得に応じて上限負担額を設ける仕組み(総合合算制度)を導入する。
- ・支援の必要性に着目したサービスを提供するため、各種制度の整理、統合などの見直しを行う。

(4) 大幅な収入アップに向けた基盤整備

- ・障がい者の就労に向けたスキルの習得や一般就労につながる支援体制の強化を図るため、収益性の高い仕事の確保や企業同士のつながりによる就職の紹介・斡旋などが期待できる一般企業による就労継続支援サービス等への新たな参入を促進する。

(5) 受注機会の拡大や自主製品の強化に向けた取組

- ・市の調達推進窓口と関係法人が運営する共同受注窓口との連携強化を図ることにより、工賃アップに向けた受注機会の拡大を促進する。
- ・持続的な工賃アップにつなげるため、自主製品の強化に向けた関係法人共同による研究・開発などの取組を促進する。

4 計画期間における数値目標の考え方について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】
 平成25年度末時点の施設入所者数を基準値として、平成29年度末までに12%以上を地域移行させる。

【三条市の基準値】
 平成25年度末時点の施設入所者数：103人

【市の考え方】
 障がい支援区分3以下で50歳未満の者(4人)及び自立訓練(機能訓練)など標準利用期間が設定されているサービスの利用者(9人)を抽出し、個々の状況を勘案した上で目標値を設定した。

●目標値

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	103人	13人	12.6%
三条市		8人	7.8%

●実績値

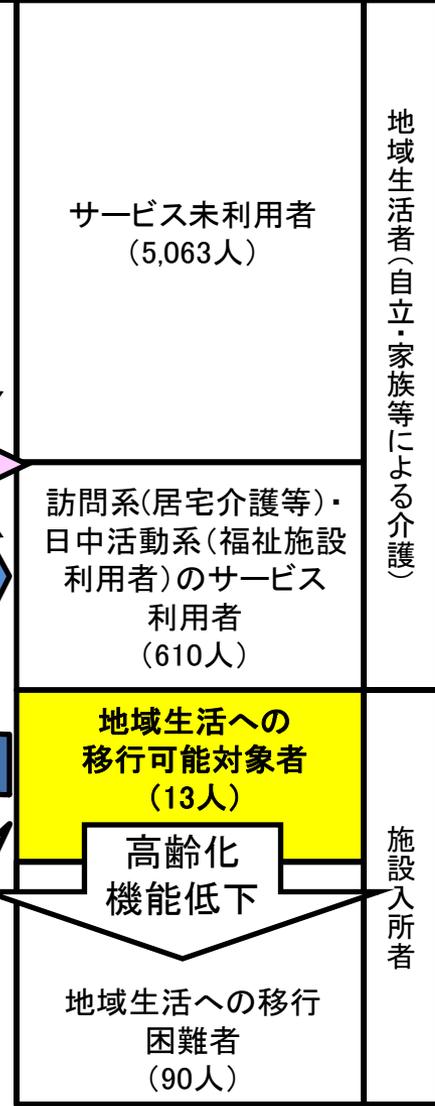
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域生活移行者数	3人	2人	1人
累計	3人	5人	6人

平成25年度末現在の障がい者数：5,776人

目標基準値の103人から7.8%地域生活へ移行

第4期計画 8人

施設入所者の中でも地域生活への移行が可能なのは二部だけである。



5,673人

103人

(2) 施設入所者数の削減

【国の指針】

平成25年度末時点の施設入所者数を基準値として、平成29年度末までに4%以上を削減する。

【三条市の基準値】

平成25年度末時点の施設入所者数：103人

【市の考え方】

施設入所者8人の地域生活への移行(1の目標値)と待機者6人の新規入所を見込み、施設入所者削減の目標値を設定した。

●目標値

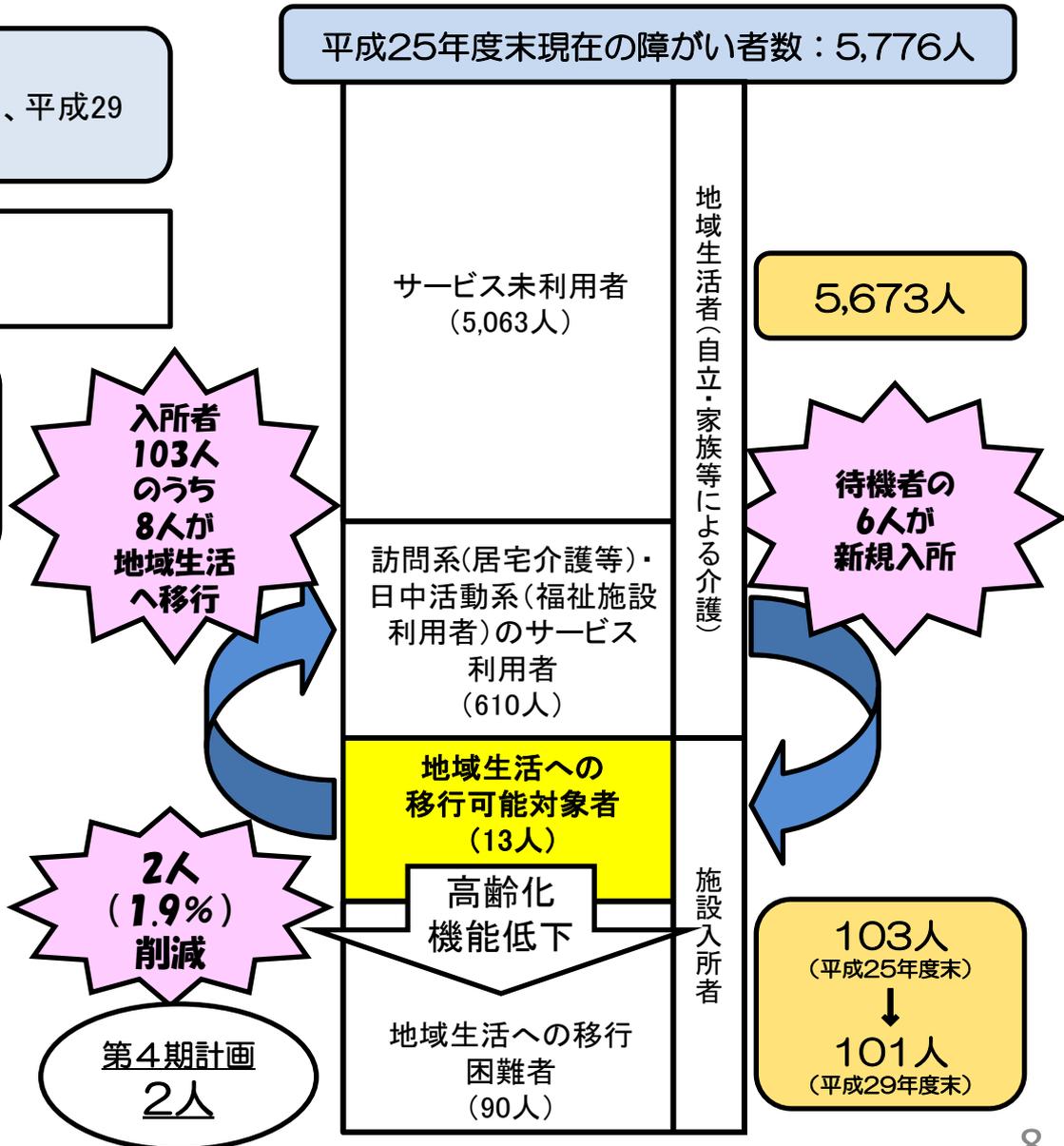
国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	削減人数	目標入所者数
		削減割合	
国	103人	5人	98人
		4.9%	
三条市	103人	2人	101人
		1.9%	

●実績値

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所者数	103人	103人	104人

平成25年度末現在の障がい者数：5,776人



(3) 地域生活支援拠点の整備

【市の考え方】

地域自立支援協議会での検討結果をもとに、平成28年4月の開設に向けて、障がい者居住支援拠点施設(地域生活支援拠点)の整備を進める。

【国の指針】

平成29年度末までに、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備する。

居住余暇の拠点

障がい者居住支援拠点施設

居住支援

余暇支援

グループホームのサポート

余暇の居場所づくり



生活上の悩み等の相談

● **目標値**

項目	整備の有無
平成29年度末時点における地域生活支援拠点の整備	有

● **整備内容**

項目	内容
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 共同生活援助(3住居) ② 相談支援事業所 ③ 地域活動支援センター(余暇活動支援センター) ④ 障がい者就業・生活支援センター
付加機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域移行・定着支援員の配置 ② 24時間支援体制 ③ サテライト型住居への対応 ④ 体験利用及び緊急時の受入れ体制

(4) 福祉施設利用から一般就労への移行

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する者を、平成24年度の年間一般就労移行者数の2倍以上とする。

【三条市の基準値】

平成24年度の年間一般就労移行者数:12人

【市の考え方】

一般企業による就労継続支援サービス等の参入による移行者数の増を見込み、平成29年度に福祉施設利用から一般就労へ移行する者の目標値を設定した。

●目標値

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標移行者数	割合
国	12人	24人	2倍
三条市		13人	1.1倍

〔平成29年度の一般就労移行者数を13人とし、計画期間中の一般就労移行者数を31人とする。〕

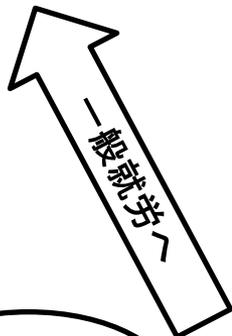
●実績値

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般就労移行者数	12人	8人	5人

<一般企業>



福祉施設の利用者のうち、以下のサービスの利用を通じ、一般就労へ移行



第4期計画
13人

平成29年度
13人
計画期間中
31人
を一般就労



サービス未利用者	地域生活者(自立・家族等による介護)
訪問系(居宅介護等)・日中活動系(福祉施設利用者)のサービス利用者	
地域生活への移行可能対象者	
地域生活への移行困難者	施設入所者

(5) 就労移行支援事業の利用者数の増加

【国の指針】

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者の**60%以上**増加すること。

【三条市の基準値】

平成25年度末時点の就労移行支援事業利用者数: 26人

【市の考え方】

サービス利用者の利用傾向等を勘案し算定した平成29年度のサービス見込量の利用人数(33人)から、就労移行支援事業利用者数の増加の目標値を7人に設定した。

●目標値

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	増加人数	目標利用者数
		増加割合	
国	26人	16人	42人
		61.5%	
三条市	26人	7人	33人
		26.9%	

●実績値

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援利用者数	21人	26人	26人

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数を増加

就労移行支援事業



【サービスの内容】

一般企業に就労を希望する方に、一定期間(原則2年)就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う。

**7人
(26.9%)
増加**

第4期計画
7人

就労移行支援

就労継続支援 A型

就労継続支援 B型

その他
(生活介護、
自立訓練)

サービス未利用者

訪問系(居宅介護等)・日中活動系(福祉施設利用者)のサービス利用者

地域生活への移行可能対象者

地域生活への移行困難者

地域生活者(自立・家族等による介護)

施設入所者

(6) 就労移行率3割以上の事業所数

【国の指針】

平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の50%以上とすること。

【三条市の基準値】

平成25年度末時点の就労移行支援事業所数: 4か所

【市の考え方】

市内事業所の過去3年間の就労移行実績のうち、2年間は該当事業所が無いことから、就労移行率3割以上の事業所の目標値を最小値の1か所に設定した。

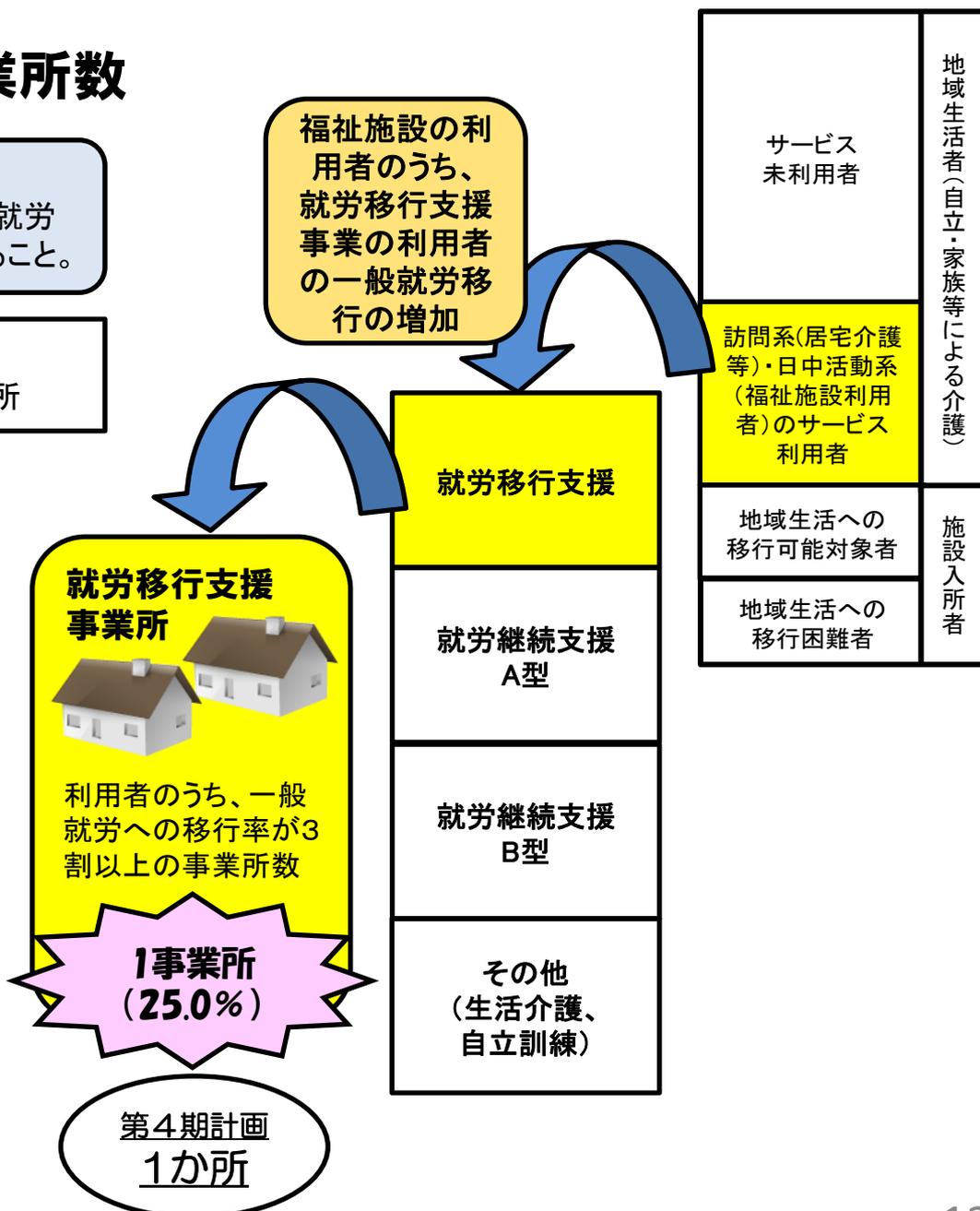
●数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標事業所数	割合
国	4か所	2か所	50%
三条市		1か所	25%

●実績値

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内事業所数	3か所	4か所	4か所
3割以上の事業所数	2か所	0か所	0か所



(7) 福祉施設における工賃アップ

【国の指針】

なし (市の独自目標)

【三条市の基準値】

平成25年度の作業工賃平均月額:9,618円

【市の考え方】

障がいの程度により作業内容が多様であることから、各施設単位で設定した目標値を基に、平成29年度における作業工賃平均月額の目標値を設定した。

●数値目標

国の指針及び三条市の目標値

項目	基準値	目標工賃 平均月額	増加額
国	9,618円	-	-
三条市		10,980円	1,362円

●実績値

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
作業工賃 平均月額	8,082円	9,618円	9,101円

福祉施設の利用者のうち、
就労継続支援
B型利用者の
工賃アップ

就労継続支援B型



【サービスの内容】

一般企業への就労が困難な方に、雇用を伴わない就労の機会を提供するとともに、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労移行支援

就労継続支援
A型

就労継続支援
B型

その他
(生活介護、
自立訓練)

市内7事業所
(平均工賃
9,618円)

第4期計画
10,980円

サービス
未利用者

訪問系(居宅介護
等)・日中活動系
(福祉施設利用
者)のサービス
利用者

地域生活への
移行可能対象者

地域生活への
移行困難者

地域生活者(自立・家族等による介護)

施設入所者

【(参考)平成29年度における各事業所ごとの工賃平均月額の目標値】

施設名	目標値
いからし工房	7,411円
杉の子工房	10,020円
すてっぷ	10,553円
さくら	15,583円
ともしび工房	15,300円
きずなの会	10,000円
ピュアハウス	9,000円

5 サービス見込量と確保のための方策

(1) サービス見込量設定の考え方

サービス見込量の設定に当たっては、現在のサービス利用者、今後の新たな利用者、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用からの一般就労への移行等の状況を勘案して推計した。

(2) 確保のための方策

ア 訪問系サービス

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスの安定供給に向けて更なる充実を図る。また、同行援護及び行動援護については、利用の増加に対応したサービス提供体制の確保に努める。

イ 日中活動系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の確保を図る。また、「障がい者拠点施設グッデイいきいきサポートセンター」を中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努める。

ウ 居住系サービス

障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう必要量を見込み、居住の場の確保を図る。また、障がい者居住支援拠点施設を中心とした市内各事業所の連携により、効率的なサービスの提供に努める。

エ 相談支援

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、相談支援事業所の増加及び相談支援専門員のスキルの向上に取り組む。また、地域相談支援体制の整備や充実を図る。

オ 障がい児支援

障がいの早期発見や育児に関する支援など、障がいのある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して育児ができるようサービス提供体制の確保に努める。

カ 地域生活支援事業

地域自立支援協議会などを通じて、障がいのある方のサービス利用におけるニーズの把握に努めるとともに、利用ニーズや地域の実情を踏まえたサービス提供となるよう地域生活基盤の整備を図る。